

改正

平成25年3月14日告示第10号  
平成26年3月5日告示第10号  
平成28年3月22日告示第12号  
平成29年3月27日告示第29号  
令和2年3月30日告示第25号  
令和2年3月30日告示第26号  
令和3年3月24日告示第21号

日出町中間前金払事務取扱要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、日出町が発注する公共工事のうち土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計、測量、調査及び監理並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。以下「工事」という。）における日出町公共工事請負契約約款（令和2年日出町告示第25号。以下「約款」という。）第35条に定める中間前金払（以下「中間前金払」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要件)

**第2条** 中間前金払の対象となる工事については、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 工事1件の請負代金額が50万円以上であること。
- (2) 既に約款第35条第1項に規定する前払金を支出していること。
- (3) 中間前金払に関し、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証が行われていること。
- (4) 工期（債務負担行為に基づく2年以上にわたる契約（以下「債務負担契約」という。）における場合には、当該会計年度の工事実施期間。以下同じ。）の2分の1を経過していること。
- (5) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (6) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額（債務負担契約については、当該会計年度の出来高予定額。以下同じ。）の2分の1以上の額に相当するものであること。

(対象経費の範囲)

**第3条** 中間前金払の対象となる経費の範囲は、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費とする。

(割合)

**第4条** 中間前金払の割合は、請負代金額の10分の2以内とする。ただし、中間前金払を支出した後の前金払の合計額が請負代金額の10分の6を超えてはならないものとする。

(債務負担行為に係る特例)

**第5条** 債務負担契約については、各会計年度の年割額に対応する出来高予定額を対象として中間前金払をすることができるものとする。

(認定方法)

**第6条** 中間前金払の認定については、中間前金払の請求をするため、認定を受けようとする請負者（以下「請負者」という。）から、中間前金払認定請求書（様式第1号）及び工事履行報告書（様式第2号）（以下「認定資料」という。）を提出させ、行うものとする。

2 請負者から中間前金払に係る認定の請求があったときは、当該契約に係る工期の2分の1を経過し、かつ、工程表によりその時期までに実施すべき作業が行われ、その作業に要する経費（以下「進捗額」という。）が請負代金額の2分の1以上であるかどうかを調査するものとする。この場合において、進捗額の数値に疑義があるときは、当該数値の根拠となる資料の提示等を求めることができるものとする。

3 前項の調査は、当該工事を担当する監督員が行うこととし、第1項の認定は、当該工事主管課長が行うものとする。この場合において、認定の決裁は、第1項により請負者から提出された認定資料及び前項後段により提出を求めた資料等により行うものとする。

4 認定資料により調査し、その結果が妥当と認めるときは、中間前金払認定通知書（様式第3号）を2部作成し、1部を請負者に交付し、1部を設計図書に綴り保管するものとする。

(認定及び支払の期間に係る取扱い)

**第7条** 中間前金払に係る認定の請求があった場合は、当該認定に当たって、請負者が提出する資料に内容の不備若しくは提出の遅滞があったとき又は特別な事情があるときを除き、当該請求を受けた日から遅くとも7日以内に認定結果の通知を行うものとする。

2 請負者は中間前金払の支払請求をする場合は、公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社と中間前金払に関する保証契約を締結したのち、別に定める請求書に当該保証契約の保証証書を添付して契約担当課に提出するものとする。この場合において、町長は、当該支払請求を受けた日から20日以内に保証証書に記載された前金払預託金融機関の口座に振り込むものとする。

(中間前払金額の返還)

**第8条** 中間前払金の支給を受けた者が、次のいずれかに該当する場合は、中間前払金の全部又は一部を返還しなければならない。

(1) 第3条に規定する対象経費以外の支払に充当したとき。

(2) 契約を解除したとき。

(3) 請負者の責に帰すべき理由によって、契約の履行の進捗が著しく遅延したと認められたとき。

(4) 保証契約を解除したとき。

(5) その他町長が特に必要と認めたとき。

(遅延利息)

**第9条** 町長は、前条の規定に該当する場合において、返還すべき前払金を町長の指定する期日までに返還しなかったときは、返還額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を中間前払金の支給を受けた者に対して請求することができる。

(部分払)

**第10条** 請負代金額が100万円以上の工事で中間前払金を受領済みの工事については、中間前金払の認定時に確認された進捗率を上回る部分について、約款第38条に規定された部分払の請求をすることができる。

(その他)

**第11条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

**附 則**

この告示は、公示の日から施行する。

**附 則** (平成25年3月14日告示第10号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則** (平成26年3月5日告示第10号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則** (平成28年3月22日告示第12号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則** (平成29年3月27日告示第29号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則** (令和2年3月30日告示第25号抄)

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則** (令和2年3月30日告示第26号)

この広告は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則** (令和3年3月24日告示第21号)